

新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止の取扱いについて

1 出席停止の取扱い

- ・生徒の新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合
- ・出席停止期間は、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで

2 欠席になる場合

- ・体調不良（ワクチン接種後の体調不良を含む）で学校を休む場合
 - ・PCR検査の結果が陰性だった場合
 - ・新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のため学校を休む場合
- ※ 濃厚接触者の特定が行われなため、同居の御家族や飲食を共にした方が新型コロナウイルス感染症にかかった場合、登校を控える必要はありません。
- ※ 生徒や同居の御家族に基礎疾患をお持ちの場合又は同居の御家族に御高齢の方がいて新型コロナウイルス感染症に対して不安がある場合は担任に御相談ください。

3 出席停止の申請及び変更点

- ・従来の申請用紙「令和5年度新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止の届」の使用は廃止します。
- ・生徒が新型コロナウイルス感染症にかかった場合、生徒手帳49ページの「証明書」に御記入の上、登校再開日に御持参ください。
- ・当該「証明書」は、医療機関又は保護者の方が御記入ください。ただし、保護者の方が御記入される場合、当該「証明書」と共に医療機関発行の処方箋の写しや領収書等を添付してください。

4 お願い

出席停止期間を終え、登校を再開する場合、発症から10日間を経過するまではマスクの着用をお願いしています。（自宅にマスクが無い場合は登校後、教室か保健室で差し上げます。）